

告示

埼玉県告示第八百十六号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

小川町	令和三年度	地籍図三十七枚	青山三地区（大字青山の一部）	令和五年七月
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	調査を行った者の名称
令和四年度	地籍簿一冊	青山の一部	二十一日	